

東海四県社会福祉士会の災害時における連携及び相互支援に関する協定書

(目的)

第1条 一般社団法人岐阜県社会福祉士会（以下、「甲という」）、一般社団法人静岡県社会福祉士会（以下、「乙」という）、一般社団法人愛知県社会福祉士会（以下、「丙」という）及び一般社団法人三重県社会福祉士会（以下、「丁」という）は、自然災害が発生した場合において相互に連携し、被災者及び被災地（以下、「被災者等」という）の支援活動並びに甲、乙、丙及び丁の事務局機能の継続について、相互に支援することを目的に協定を締結する。

(協力の内容)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、その組織及び機能を最大限に活用し、次の内容について相互に協力を行うものとする。

- (1) 平時及び災害発生時の甲、乙、丙及び丁の連携・協働を検討する場、被災者等の支援に係る情報共有及び会議の開催
- (2) 災害発生時の支援活動への会員派遣協力（ただし、被災県の要請による）
- (3) 活動を支援するための物資の調達への協力や提供

(費用の負担)

第3条 第2条に規定する支援活動に要する経費及び交通、宿泊の手配は、原則として当該支援を実施する各々が負担・手配するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは費用弁償される場合がある。

- 2 第2条に規定する支援活動に際し、傷病が発生した場合、手当等に係る費用について、甲、乙、丙及び丁が各々加入する保険にて対応することとする。

(情報共有・情報提供)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定が円滑に運用されるよう、平時より年1回以上の会議を開催し、情報共有と運用の詳細について、共通認識の構築をはかることとする。

(幹事県の設置)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、あらかじめ本協定に関する幹事県（1年任期）を定め、第4条に規定する会議及び災害発生時の対応について、幹事県が連携と相互支援の中核となることとする（日本社会福祉士会との連絡調整を含む）。

なお、幹事県内で災害が発生し、幹事県としての対応が難しい場合には、翌年度幹事予定県が幹事県として担う業務を代行するものとする。

- 2 東海四県全域で災害が発生し、幹事県としての業務を担うことが難しい場合には、北陸三県が定める幹事県に支援を要請するものとする。

また、北陸三県が被災した場合には、東海四県の幹事県が窓口となって支援活動を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれかから、他の協定締結当事者に対し、有効期間満了の日から1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間の協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁のいずれかから、協定内容の変更の申し出があつたときは、その都度協議を行うものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定が円滑に運用されるよう、各々の引継ぎの徹底等、持続性の維持に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

令和7年/0月 /2日

(甲) 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1
一般社団法人岐阜県社会福祉士会

会 長 岡川 毅志

(乙) 静岡県静岡市葵区駿府町1番70号
一般社団法人静岡県社会福祉士会

会 長 高橋 邦典

(丙) 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号
一般社団法人愛知県社会福祉士会

会 長 前田 修

(丁) 三重県津市桜橋2丁目131
一般社団法人三重県社会福祉士会

会 長 平井 俊至

(関係者)

富山県射水市三ヶ579

一般社団法人富山県社会福祉士会

会 長 清水 剛志

石川県金沢市本多町3丁目1番10号

一般社団法人石川県社会福祉士会

会 長 末松 良浩

福井県福井市月見3丁目2番37号

一般社団法人福井県社会福祉士会

会 長 須磨 航